

## 保有個人情報削除請求不承認決定処分にかかる審査請求について（答申）

### 1 審査会の結論

審査請求人が、令和4年9月2日付けで青梅市長（以下「実施機関」という。）に対して提起した保有個人情報削除請求不承認決定処分にかかる審査請求（以下「本件審査請求」という。）については、これを棄却すべきである。

### 2 本件事案の経緯

- (1) 審査請求人は、令和4年5月19日、実施機関に対し、青梅市個人情報保護条例（平成9年条例第30号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定にもとづき保有個人情報削除請求（以下「本件削除請求」という。）をした。本件削除請求の対象は、後記4(2)のとおりである。
- (2) 実施機関は、令和4年6月16日、本件削除請求を不承認とする決定（以下「本件処分」という。）をし、保有個人情報削除請求諾否決定通知書（青総文第●号）により、審査請求人に通知し、同年6月17日、審査請求人は本件処分があったことを知った。
- (3) 審査請求人は、令和4年9月2日、実施機関に対し、本件審査請求をした。
- (4) 実施機関は、令和4年9月27日、本件審査請求について、青総文第●号により、青梅市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に弁明書の写しを添えて諮問をした。
- (5) 前記(4)の諮問を受けた審査会は、令和4年10月4日、当該諮問に添付された弁明書の写しについて、青梅市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成9年条例第32号）第9条第1項の規定にもとづき、審査請求人に送付の上、同条例第6条第4項の規定にもとづき、実施機関からの弁明書に対する反論書（以下「反論書」という。）の提出を求めた。
- (6) 前記(5)の求めを受けた審査請求人は、令和4年10月21日、審査会に反論書を提出した。
- (7) 審査会は、令和4年11月16日、本件審査請求にかかる会議を開催し、実施機関の口頭説明、審査請求人の口頭意見陳述および委員に

による協議を行った。

### 3 争点

本件審査請求の争点は、本件処分が適法かつ適正であるか否かである。

### 4 審査請求人の主張の要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

条例第19条第1項にもとづき審査請求人が行った本件削除請求に対し、実施機関が令和4年6月16日付けで行った本件処分について、その取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求により削除を求める内容

「青梅市立総合病院にかかる医療保護入院および診療録の変更事務に関する再審議の申し立てについて」(以下「再審議申立書」という。)に付された文書処理カードの処理案または指示事項欄および備考欄における次のアからウまでに掲げる保有個人情報(以下「本件対象情報」という。)の削除を求めるものである。

ア 再審議という制度はなく、提出されてもどのような取扱いになるかは不明であると説明をするが、それでも提出するとのことで受理をする。

イ また、収集項目全てを東京都へ提出するのではなく、法で定められている情報のみを提供すると説明するが、理解を得られていない。

ウ 審議会事務局として受理

#### (3) 審査請求の理由

審査請求書、反論書および口頭意見陳述(本件審査請求の争点にかかる部分に限る。)によれば、審査請求の理由はおおむね次のとおりである。

ア 実施機関は、窓口における来庁者からの相談等に対応するという目的の範囲内で記載したものであるから、条例第6条第1項に規定する収集の制限を超えたものではないと弁明するが、なぜ断言できるのか。条例第6条第1項によると、個人情報の収集に当たっては3つの要件(①個人情報を取り扱う目的を明確にすること。②その目的を達成するために必要な範囲内とすること。③適法かつ公正な手段でを行うこと。)を定めているが、いずれの要件も満たしていない。すなわち、①取扱目的は明らかにされていないし、②先の訂正請求

不承認決定処分にかかる審査請求での実施機関の弁明書では、「理解を得られていない」という部分について、「窓口で対応した担当者が現場の状況を踏まえ、審査請求人の言動等を評価の上記載したもの」と述べていたが、その内容は相手を中傷するようなものであって、取扱目的を達成するために必要な範囲内ではなく、③来庁者の言動等を評価して記載すること自体が社会通念上認められる収集行為ではないから、適法かつ公正な手段で行われたものとはいえない。

イ 収集が制限される要配慮個人情報のうち、本人の思想および信条は、物事に対する意見、見解等も広く含めて取り扱うべきであり、言動等を評価の上記載したものとされる「理解を得られていない」という記載は、条例第6条第2項に規定する要配慮個人情報に該当するものである。

ウ 実施機関は、個人情報の収集に当たり、目的等について一切説明しておらず、無断で収集したことは、条例第6条第3項に違反する。

エ 審議会事務局としての受理行為は、以上のような一連の違法かつ不当な行為の中で行われたものであること。

## 5 審査請求に対する実施機関の説明要旨

(1) 保有個人情報の削除の請求は、実施機関が条例第6条第1項もしくは第2項に規定する制限を超える場合は、または同条第3項の規定によらないで、自己の個人情報を収集したと認めるときにすることができるものとされている（条例第19条第1項）。

(2) 審査請求人が削除を求めている保有個人情報は、審査請求人と実施機関の担当者との窓口における再審議申立書の受付対応を記述したものであるが、本件対象情報の内容は、窓口における来庁者からの相談等に対応するという目的の範囲内で記載したものであるから、条例第6条第1項に規定する収集の制限を超えたものではない。

また、本件対象情報の内容は、条例第2条第4号に規定する本人の  
人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により  
害を被った事実に関するものではないし、本人に対する不当な差別、  
偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する  
ものとして青梅市個人情報保護条例施行規則（平成10年規則第5号）  
第2条の2で定める記述等が含まれる個人情報にも該当しないから、  
条例第6条第2項に規定する要配慮個人情報に該当するものではない。

さらに、本件対象情報の内容は、審査請求との相談等の内容および窓口の状況を記載したものであるから、条例第6条第3項の規定により本人から収集した個人情報である。

(3) 以上の理由により、本件削除請求にかかる保有個人情報は、条例第19条第1項の規定に照らし、削除請求の対象に当たるものではないから、本件処分は適法かつ妥当なものであり、「本件審査請求を棄却すべきである。」との答申を求めるものである。

## 6 審査会の判断

当審査会は、次のとおり判断する。

(1) 本件削除請求について

本件削除請求は、本件対象情報の削除を求めるものである。

実施機関は、本件削除請求にかかる保有個人情報は、条例第19条第1項の規定に照らし、削除請求の対象に該当しないことを理由に、条例第22条第1項にもとづき当該削除請求を不承認とする本件処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件処分の取消しを求めており、実施機関は本件処分を維持することが妥当としていることから、本件対象情報の削除の要否について検討する。

(2) 条例の定め等

ア 条例の定め

(ア) 保有個人情報削除請求について、条例第19条第1項は、何人も、実施機関が第6条第1項もしくは第2項に規定する制限を超える、または同条第3項の規定によらないで、自己の個人情報を収集したと認めるときは、当該実施機関に対し、その保有個人情報の削除の請求をすることができる旨を規定している。

(イ) 条例第6条第1項は、個人情報の収集について、個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、目的達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によるべきものとする収集の原則を規定している。

(ウ) 条例第6条第2項は、原則として要配慮個人情報（本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして市規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう（条例第2条第

4号。)を収集してはならない旨を規定している。

(イ) 条例第6条第3項は、個人情報の収集先について、原則として本人から収集しなければならない旨を規定している。

イ 文書処理カードの意義

文書処理カードは、主管課長（特に必要な場合は、市長、副市長、会計管理者または部長）が收受文書にかかる事務処理の責任の所在を明らかにし、担当者の事務処理を容易にするために処理の要領等の指示事項を記入するもの（青梅市公文書管理規程（令和3年訓令（甲）第5号）第11条第1号）であり、事案の処理に当たり決裁を受ける文書等は、全て文書管理システムまたは起案書もしくは文書処理カードを用いなければならないとされ（同規程第26条第2項本文）、文書処理カードは決裁を受ける文書等の処理方法の一つに位置付けられている。

(3) 本件対象情報の削除の要否について

ア 本件対象情報について

審査会が改めて確認したところ、本件対象情報は、文書処理カードに記入された事項の一部であり、審査請求人から提出された再審議申立書にかかる事務処理の責任の所在を明らかにし、担当者の事務処理を容易にするための要領を記入するに当たり、当時の窓口における担当者の対応状況について客観的な事実を記録したものと認められる。

イ 条例第6条第1項違反の有無について

本件対象情報は、再審議申立書の事務処理を組織内で円滑に行うことの目的としたものであることは明確であり、当該事務処理の検討に必要な範囲内で当時の窓口における客観的な事実を記入したものであると認められるところ、審査請求人が指摘する「理解を得られていない」という記載は、あくまで審査請求人と実施機関の担当者の認識が一致していないという事実にほかならない。また、単に窓口における対応状況を記録したものであるから、実施機関が法令等に違反し、かつ、不正な手段で個人情報が収集されたものとするに足りる事情は認められない。よって、条例第6条第1項に規定する制限を超えて個人情報が収集されたものということはできない。

ウ 条例第6条第2項違反の有無について

本件対象情報は、前記アのとおりの内容であると認められること

から、条例第2条第4号に規定する本人の人種、思想、信条、信教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして青梅市個人情報保護条例施行規則（平成10年規則第5号）第2条の2で定める記述等が含まれる個人情報には該当せず、条例第6条第2項に規定する要配慮個人情報に当たるものということはできない。

#### エ 条例第6条第3項違反の有無について

本件対象情報は、審査請求人から提出された再審議申立書の事務処理に当たり、当時の窓口における対応状況を記載したものであるから、条例第6条第3項の規定に違反して、本人以外から個人情報を収集したものとは認められない。

オ したがって、本件削除請求にかかる保有個人情報は、条例第19条第1項の規定に照らし、削除請求の対象に当たるものではないから、本件処分は適法かつ妥当である。

#### (4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 7 結論

以上により、本件削除請求を不承認とした本件処分は適法かつ適正であるから「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年2月16日

青梅市情報公開・個人情報保護審査会

伊東健次（会長）

飛弾直文

橋本基弘

齊藤和弥